

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和48年3月

夫が病気で生活が苦しいことから国民年金保険料の未納期間はあったが、生活が少し楽になったころ、市区町村に勤める知人に未納の保険料を追納できると聞き、未納期間について調べてもらった。その知人に言われたとおり夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したので未納期間は無いはずである。納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月、申立期間②は1か月といずれも短期間であるほか、申立人は申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫も申立期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は昭和50年5月20日に国民年金保険料の特例納付（昭和48年1月分及び同年2月分）及び過年度納付（昭和49年1月から50年3月までの分）を行っているが、この時点で、申立期間②（48年3月分）は特例納付が可能であり、前後の未納期間を遡及納付しているにもかかわらず未納になっているのは不自然である。

さらに、記録上、特例納付したこととなっている昭和48年1月及び同年2月より前に申立期間①の未納期間が存在しているにもかかわらず、当該期間から特例納付されていないのは「先に経過した月の分から順次行う」とされている特例納付の取扱いからみて不自然であり、申立人が「夫婦の国民年金保険料を一緒に納付した。」としていることから、申立期間①は納付済期間であったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶所有者（個人事業所）における資格取得日に係る記録を昭和39年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月23日から同年11月24日まで
給与明細書等の保険料控除を証明できるものは無いが、船員手帳には、昭和39年8月23日から42年6月13日まで、A船舶所有者（個人事業所）に雇い入れられた記録があり、同僚（船長及び船員2名）はこの期間に船員保険に加入している。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の記録により、申立人が船員として、昭和39年8月23日から42年6月13日まで当該事業所において、継続してB船（漁船58.3トン。39年8月当時、20トン以上の漁船の乗組員は船員保険への加入が義務付け）に乗船していたことが確認できる。

また、申立人がB船と一緒に乗船していたと申し立てている船長及び船員2名は、社会保険事務所の記録により、申立期間前後を含め、当該事業所における船員保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、当該3名のうち、生存する1名は、「申立期間当時、船長及び申立人と一緒に出漁していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年1月までの期間及び同年8月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年1月まで
② 昭和45年8月から49年12月まで

結婚後の昭和53年1月に、市区町村の職員に勧められて、将来のために44年から未払いであった国民年金保険料をさかのぼって夫婦同時に一括納付した。職員がアパートを訪れて話したことを記憶している。金額は覚えていないが納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金保険料をさかのぼって夫婦同時に一括納付した。」と申し立てているが、申立人の妻は、申立期間中の国民年金加入期間に係る国民年金保険料を納付しておらず、申立てと相違する。

また、社会保険庁の記録により、申立人夫婦が昭和53年1月に50年1月から52年12月までの36か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の主張する納付は、当該遡^{そきゅう}及納付と思われる上、行政機関側が夫婦共に納付期間の記録を誤って処理したとは考え難い。

さらに、申立人がさかのぼって未納期間の国民年金保険料を納付したとする昭和53年1月は第3回特例納付の実施期間ではなかったことから、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人がその後実施された特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがえる事情も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和50年4月に事業所を退職し、1年後にA事業所に入ることが決まっていたので、修行をすることになった。その際に病気になってはいけな
いとの思いから、50年4月にB市区町村で国民健康保険に加入し、当然のよ
うに国民年金にも加入した。国民年金保険料は市区町村役場で一括納付(前
納)した。

年金加入期間のうち、未加入期間は学生時代の任意加入期間を除き申立
期間のみである。申立期間当時から納付意識は高かったので、未納である
ことはおかしい。納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年4月にB市区町村で国民年金に加入し、国民年金保
険料は同市区町村役場で一括納付した。」旨を申し立てているが、申立ての当
初においてはC市区町村役場で手続を行ったとしており、申立人の記憶が明
確でない点が見受けられる。

また、B市区町村を所管するD社会保険事務所が保管している国民年金手
帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無いほか、申立人が申立期間中に転居(昭
和50年10月29日)した先であるC市区町村を所管するE社会保険事務所が
保管する国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人の氏名は無く、申立人も「B
市区町村で交付された年金手帳の色等について記憶は無い。」と回答している
など、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されてい
ることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、F社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 4 月 5 日以降に払い出されていると推測され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は「納付金額は記憶に無い。」と回答しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び42年3月から56年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年3月から56年5月まで

昭和39年7月のA地方を襲った集中豪雨以降、国、県及び市区町村の対応に不信感を抱いている。証拠書類が無く、記憶も薄れゆく中であるが、水害の前後に国民年金の加入を勧められ、手続を自らが行った覚えが無いのに加入してあった。国民年金手帳を私は見たことも無いので、加入手続の取扱いをした人が持っていると思うが保険料の請求だけはあった。国民年金について市区町村は知らないとのことで、どこの機関の窓口が管理していたのか分からなかった。国民年金の勧誘にしても国民年金手帳の交付及び領収書の発行等基礎ができていないので、その基礎を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月25日に払い出され、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、申立期間①は、国民年金保険料は納付されておらず、申立期間①のうち昭和38年4月から39年12月まで「届出前消滅」、40年1月から同年3月まで「時効消滅」と記載されていることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料については時効により納付できなかったものと推測される。

また、申立期間②については、同台帳により、昭和42年3月の欄には「この月より納不要」と記載されているほか、昭和42年度から46年度までの進達の欄には国民年金保険料が未納であることを示す「0000」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付について、「勧誘に来た社会保険事務所の職員が払っていて、保険料の納付はしていない。」と主張しているなど、国民年金保険料の納付状況の詳細は不明である。

一方、申立人の妻は厚生年金保険に 17 か月加入しているが、国民年金には未加入である。

加えて、申立人は国民年金制度発足以後、同一市区町村に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳の入出金記録及び確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から35年10月1日まで
亡夫(申立人)は、生前、申立期間中は船員だったと話しており、知人から夫はAという事業所に勤務していたと聞いているので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、船員保険の被保険者として保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が、申立期間のうち一部の期間についてA事業所(本社:B市区町村)に勤務していたことは、申立人が申立期間後に勤務した事業所に提出した履歴書からうかがえるものの、B市区町村を管轄するC社会保険事務所において同事業所に係る資料は見当たらない。

さらに、A事業所は、昭和25年7月20日、本社をD市区町村に移転しているが、移転後の同事業所に係る船員保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間の前後について整理番号の欠番も見当たらない。

加えて、A事業所は、昭和34年3月10日に全喪し、現存せず、当時の役員に対する連絡も取れないため、申立人の当時の勤務状況や保険料控除状況について確認できる資料は無い。

このほか、申立人は故人であり、申立期間当時の具体的な状況が不明となっており、申し立てられた関係者から聴取しても、申立人が申立期間中に船員として勤務していたことはうかがえるものの、事業所名や船員保険加入状況等の具体的な証言は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。